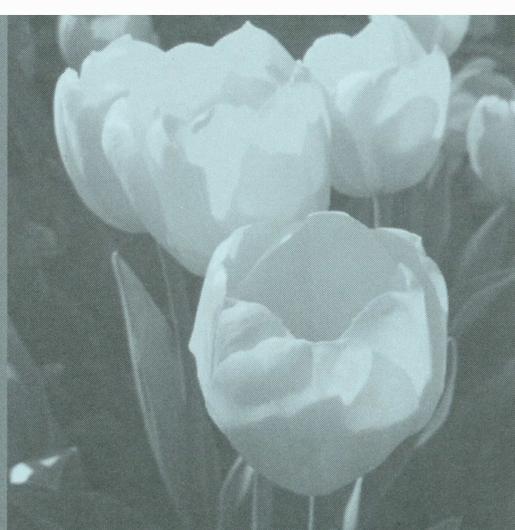


融研会報

2012年3月号



- 相談室から

預金債権の消滅時効

- 融法Movement (行方洋一)

既掲載テーマに関するその後の動向

- 金融判例紹介 (吉岡伸一)

保証の対象外とされる「旧債借換資金」とは何か？

- **連載** 融資実務における登記のポイント (鈴木龍介)

第9回 ABLと登記

- 融資トピックス (高橋俊樹)

民事再生手続における取立委任手形取立金の弁済充当

～最一小判平 23.12.15 に寄せて

- 事務局からのお知らせ



一般社団法人金融財政事情研究会

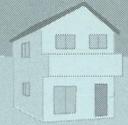
融資問題研究会

〒160-8519 東京都新宿区南元町 19

(相談室) TEL (03) 5368-5955

(事務局) TEL (03) 5368-5956

FAX (03) 5368-5988



連載

融資実務における登記のポイント

第9回 ABLと登記

司法書士法人鈴木事務所 司法書士 鈴木龍介

1. ABLと登記

ABLとは、Asset Based Lendingの略称で、商品の販売から売掛金の回収に至るビジネス・サイクル自体を価値としてとらえ、これを担保として行う融資の仕組みといわれています。実際には、主として売掛債権や棚卸資産等の事業用の流動資産に譲渡担保を設定するのが一般的です。

動産・債権譲渡登記は、これらの動産や債権の譲渡担保の第三者対抗要件を備える手段としてABLの現場で利用されています。

2. 動産・債権譲渡登記のアウトライン

動産・債権譲渡登記は、企業の資金調達手段の多様化のニーズに応えるために、民法に規定される対抗要件とは別に、簡便な対抗要件取得の制度として創設されたものです。

動産・債権譲渡登記ファイルは、商業・法人登記とリンクした譲渡人をベースに構成されています。不動産登記と異なり、物を特定するための表題部は設けられておらず、動産・債権の存否や現時点での権利者を示すものではなく、あくまで譲渡という行為を公示します。

動産・債権譲渡登記と民法の対抗要件には優劣はなく、並存的な関係にあります。登記は明確な記録として公示されますので、法的安定性は高く、ABLとの親和性は強いといえます。

3. 動産・債権譲渡登記の手続

(1) 管轄

譲渡人・譲受人の住所や対象である動産や債権の所在場所等にかかわらず、全国で唯一東京法務局が管轄し、登記事務が行われています。

(2) 申請人

譲渡人と譲受人との共同申請により行います。登記の対象となるのは、法人の行う動産・債権の譲渡のみであるため、譲渡人は会社等の法人である必要がありますが、譲受人については特段の制約はありません。

(3) 添付書類

原則として、譲渡人である法人の意思等を確認するために登記事項証明書と印鑑証明書、譲受人の実在性を確認するために法人であれば登記事項証明書、個人であれば住民票を添付します。不動産登記の登記原因証明情報のように実体的なエビデンスの添付は求められていません。

(4) 登録免許税

原則として、1件7500円です。

(5) 証明書

登記に関する証明書には、①登記事項証明書、②登記事項概要証明書、③概要記録事項証明書があり、それぞれアウトプットされる内容と取得の方法が異なります。その他「登記がないことの証明書」についても発行されます。

動産・債権譲渡登記の詳細につきましては、日本司法書士会連合会編『動産・債権譲渡登記の実務<補訂版>』（金融財政事情研究会）をご参照いただければと思います。